

東京都板橋区農業委員会

第25期第31回定例総会議事録

令和8年1月26日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室（赤塚庁舎3階）

第 25 期第 31 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 8 年 1 月 2 6 日 (月) 午後 1 5 時 3 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 8 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1		5	稲本 政美	9	木村 博之
2	會田 幸夫	6	山口 賢治	10	宮本 拓
3		7	久保 秀一	11	田中 はつ江
4		8		12	大野 治彦

議 事

1 協議事項

- (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について (資料1)
- (2) 農園用地貸付けを行った旨の証明書の発行について (資料2)
- (3) 板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について(資料3)
- (4) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する申請について (資料4)
- (5) 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (2件) (資料5)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料6)
合計3件 (内訳：4条関係0件、5条関係3件)
- (2) 「第52回農業委員会等功労者」並びに「令和7年度農業功労者」表彰事業
受賞者決定について (資料7)
- (4) 令和8年度農業委員会関係の日程について (別添資料)

3 その他

- (1) 新春七草がゆの集い実施結果について (資料8)

3 次回日程

日 時 令和8年2月25日(水) 午後2時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	稲本 政美	委員
	久保 秀一	委員
出席係員	木内 俊直	事務局長
	追川 智子	農政担当係長
	河崎 啓	農政主査
	橋本 陣	書記

事務局 長	<p>只今より、第25期第31回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、稲本政美委員、久保秀一委員を指名させていただきます。欠席の届出が安井一郎委員、松澤智明委員、染宮利章委員、中妻じょうた委員から出ております。</p> <p>それでは、協議事項（1）引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>それでは、資料1、1ページをご覧ください。この証明書は、相続税の納税猶予を受けている方が、3年に一度、税務署に提出する「相続税の納税猶予の継続届出書」に添付する書類となっております。</p> <p>今回は1件でございます。</p> <p>番号1、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。生産緑地番号は56です。</p> <p>土地の所在は、徳丸四丁目178番1及び178番2の2筆で、地目は何れも畑、面積は合計で1,561平方メートルです。概ねの位置ですが、1ページ下段の生産緑地番号56の案内図において、矢印が指しているところ、赤塚第一中学校の北側です。1月8日に、會田幸夫 会長職務代理に現地を確認して頂いております。</p> <p>問題等がなければ、2ページの証明書を発行いたします。</p> <p>現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
書 記	<p>こちらは、生産緑地番号56番の様子です。</p> <p>露地には、玉ねぎが植えられており、ハウス内にはカブやハウレンソウなどが植えられていました。きれいに耕作されており、証明書の発行にあたり問題はないと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問はございますか。</p>
委 員	<p>証明書の期間について、次回の3年後には、今回調査を行った令和8年1月8日が始期となるという認識で間違いはないですか。</p>
事務局 長	<p>間違いありません。</p>

<p>会 長</p>	<p>他に何か、ご意見、ご質問はございますか。 特に無いようですので、採決に移りたいと思います。 証明書の発行に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p> <p>それでは、事務局は証明書の発行をお願いします。 続きまして、協議事項(2)農園用地貸付けを行った旨の証明書の発行について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>それでは、資料2、3ページをご覧ください。本件は、協議事項(1)の証明書と併せて必要となる証明書で、農園用地の貸付けを行ったことを証明するものです。 今回は1件でございます。 番号1、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。生産緑地番号は16です。 土地の所在は、赤塚七丁目1081番、1083番、1084番1、1085番1及び1117番1の5筆で、地目は何れも畑、面積は合計で2,081.31平方メートルです。概ねの位置ですが、3ページ下段の生産緑地番号16の案内図において、矢印が指しているところ、赤塚第一中学校の北西側です。こちらも1月8日に、會田幸夫 会長職務代理に現地を確認して頂いております。 問題等がなければ、4ページの証明書を発行いたします。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は区民農園となっており、各利用者が耕作を行っております。証明書の発行にあたり、問題はないと考えております。 説明は以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問はございますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>なぜこのような証明が必要になりますか。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>本件の土地についても、相続税の納税猶予の対象地となっており、耕作が必要となる土地でございます。 しかしながら、本件土地は現在区民農園として貸借を行っておりますので、相続税納税猶予を継続して受けるために本証明書が必要になるものでございます。</p>
<p>委 員</p>	<p>この証明書の中には、期間の記載はなくてもよいのですか。</p>

書 記	<p>前回の相続税納税猶予の継続の届出を行った後に、本件の土地について区民農園としての貸借が始まったので、本証明書のとおり、区民農園として貸借の始期が記載されている証明書を提出し、今回初めて農園用地貸付けを行っている旨を通知するものとなっております。</p> <p>3年後である次回の相続税納税猶予の継続届を提出する際に、区民農園としての貸借が続いているのであれば、「引き続き園用地貸付けを行っている旨の証明書」が必要となります。</p>
会 長	<p>他になにかございますか。</p> <p>特に無いようですので、採決に移りたいと思います。</p> <p>証明書の発行に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p> <p>それでは、事務局は証明書の発行をお願いします。</p> <p>続きまして、協議事項(3)板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>板橋区 都市型 農業振興・農地保全 推進事業費 補助金 交付申請が、1件ございます。</p> <p>5ページ、資料3をご覧ください。</p> <p>申請者の氏名及び住所は記載のとおりでございます。対象事業は「農業省力化事業」で、事業内容は「農機具の購入」です。施行場所は記載のとおりで、事業経費は134万円、申請金額は44万6千円です。</p> <p>1枚おめくりいただいて7ページは事業計画となっております、本年2月に農機具の購入、整備を行う計画となっております。</p> <p>さらに1枚おめくりいただいた9ページが見積書となっております。次に11ページをご覧くださいと補助要件等が表となっておりますが、事務局としましては、補助要件に合致しているものと考えております。</p> <p>問題等がなければ、12ページの答申書を発行したいと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問はございますか。</p>
委 員	<p>補助金の補助率と、上限はいくらになりますか。</p>
事 務 局 長	<p>1件当たり20万円以上が対象となっており、補助率は、総事業経費の3分の1で、上限は50万円です。</p>

委員	<p>提出された見積書の金額の妥当性について、事務局では検討をしておりますか。</p>
事務局長	<p>事務局にて、申請を受けた農機具等のカタログなどを確認し、金額の妥当性について確認を行っております。</p>
会長	<p>他になにかございますか。 特に無いようですので、採決に移りたいと思います。 補助金交付に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p> <p>それでは、事務局は答申書の発行をお願いします。 続きまして、協議事項(4)特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>こちらにつきましては、農政担当係長からご説明いたします。</p>
農政担当係長	<p>それでは13ページ、資料4をご覧ください。 こちらは、区民農園の関係で毎年行っている、特定農地貸付承認申請が、板橋区長から農業委員会会長あてになされたものでございます。「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条の規定により貸借を行うものでございます。この法律について補足いたしますと、都市住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸付について特例的に認め、都市住民にも土に親しむ機会を設けましょう、といった趣旨の法律でございます。貸借の条件としましては、相当数の者を利用対象とした貸付であること、営利を目的としないこと、貸付期間が5年以内といった条件で特例的に貸借を認める、というものでございます。</p> <p>項番1「貸付規程」をご覧ください。今回の申請は、区民農園23農園1,563区画を板橋区が所有者からお借りするという内容です。去年は26農園1,674区画でございましたので、農園数で3農園の減、区画数は111区画減少しております。</p> <p>続きまして、去年から増減があった部分についてご説明いたします。資料の17ページ「区民農園 農園別面積・区画数増減比較一覧表」をご覧ください。グレーに塗りつぶされているところが、変更があった農園でございまして、一時閉園が1件、全部返還が2件の合計3件でございます。</p> <p>摘要欄をご覧くださいまして、※1、成増四丁目第1農園でございまして、近隣にあります成増農業体験学校の土壌改良を実施するため、令</p>

	<p>和8年度は成増四丁目第1農園を閉園し、30区画全てを、成増農業体験学校の圃場として使用したいと考えております。農園の位置としましては19ページの図のとおりで、ケアタウン成増の北西側でございます。</p> <p>続きまして、摘要欄の※2、成増四丁目第3農園でございますが、53区画、1,074.47平方メートルの区民農園でしたが、全て土地所有者へ返還することになりました。農園の位置としましては20ページの図のとおりで、先ほどの成増四丁目第1農園の北西側でございます。</p> <p>続きまして、摘要欄の※3、徳丸五丁目第3農園でございますが、24区画、485.74平方メートルの区民農園でしたが、全て土地所有者へ返還することになりました。農園の位置としましては21ページの図のとおりで、徳丸五丁目集会所の北側でございます。</p> <p>資料13ページにお戻りいただきまして、項番2「貸付期間」でございますが、地権者の方との貸借契約を毎年1年間としてお借りしていますので、今回の区民農園用地の貸付期間としましては、令和8年3月1日から令和9年2月末日までとなります。</p> <p>問題等がなければ、30ページの承認書を発行したいと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会 長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。
委 員	来年度の区民農園の申込状況を教えてください。
農政担当係長	<p>1月15日(木)に赤塚庁舎で受付を行い408世帯、1月16日(金)にきたのホールで受付を行い148世帯、1月17日(土)と、18日(日)に高島平区民館で受付を行い、土曜日に402世帯、日曜日に181世帯の計583世帯、1月19日(月)にグリーンホールで受付を行い、75世帯、1月20日(火)に常盤台地域センターで受付を行い、97世帯に申請をいただきました。また、電子申請にて1,100世帯の申込がありました。</p> <p>よって、合計で2,411世帯の方にお申込みをいただきました。</p>
委 員	定員を超えた場合は抽選となるのですか。
事 務 局 長	<p>農園ごとに抽選となります。2月6日(金)に、赤塚支所にて、公開抽選会を行う予定です。</p> <p>その後、2月28日(土)から3月2日(月)が利用料金の支払いの手続きを行い、3月7日(土)に開園となります。</p>

委 員	全体の倍率は何倍ですか。
事 務 局 長	1. 59倍でした。
委 員	当選したものの、手つかずになってしまう区画もありますか。
事 務 局 長	ごく一部にそうしたケースがあります。 放置されると、雑草が繁茂し、近隣区画に影響が出てしまうので、そうした場合は、区から利用者に注意を行っております。
会 長	他になにかございますか。 特に無いようですので、採決に移りたいと思います。 承認書の発行に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) それでは、事務局は承認書の発行をお願いします。 続きまして、協議事項(5)農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	こちらにつきましては、書記からご説明いたします。
書 記	それでは、34ページ、資料5をご覧ください。 農地法第3条第1項の規定に基づきまして、農地の使用貸借の許可申請が板橋区長から農業委員会会長宛てに発出されたもので、2件ございます。 1件目ですが、赤塚三丁目705番6の農地、328平方メートルを板橋区長が土地所有者から無償でお借りいたしまして、農のサポーター等の活動用地として使用するというものでございます。契約期間は1年でございます。内容につきましては、34・35ページが許可申請書、36・37ページが土地使用貸借に関する覚書の写し、38ページが対象農地の案内図となっております。こちらの土地は令和5年度まで、赤塚小学校が学校農園として使用していたものになりますが、赤塚小学校側で耕作する方がいらっしゃらない関係で、農園の使用が困難になったため、土地の所有者からその土地の使い道に関して相談があり、農のサポーター等の活動用地を探していた区の方針と合致したため、令和6年度からお借りする形となり、来年度も継続して借用することとなりました。 現況は画面をご覧ください。現在は、植わっているものはありませんが、令和7年度においては、玉ねぎ・じゃがいも・ネギなどの植え付け

	<p>を行っておりました。</p> <p>問題がないようでしたら、39・40ページに載せてございます許可書を土地所有者及び板橋区長宛てに発出いたします。</p> <p>続きまして、41ページをご覧ください。2件目ですが、先ほどご説明いたしました今まで区民農園としてお借りしていた成増の農園となります。</p> <p>成増四丁目740番7の農地、593平方メートルを板橋区長が土地所有者から無償でお借りいたしまして、成増農業体験学校用地として使用するということでございます。</p> <p>現況は画面をご覧ください。</p> <p>現況は区民農園となっており、各利用者が耕作を行っております。</p> <p>問題がないようでしたら、45・46ページに載せてございます許可書を土地所有者並びに板橋区長宛てに発出いたします。説明は以上でございます。</p>
会 長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。
委 員	農のサポーターは、現在何名いますか。
事 務 局 長	現在6名です。また、農のサポーターとなる方を育成する農業スキル育成講習を実施しており、今年度は受講生から、新たに8名ほど農のサポーターとなる見込みでございます。
委 員	農業スキル育成講習を受講している方は、成増農業体験学校の卒業生ですか。
事 務 局 長	その通りでございます。
委 員	赤塚三丁目の農地の利用頻度はどれくらいですか。
事 務 局 長	年間を通して、その時期にあった作物を植えております。 しかしながら、貸借が1年単位となっておりますので、土地の返還の可能性あることを踏まえると、貸借の終期をまたいでの期間となる作物の栽培は難しく、現地の写真を撮影した時期については未耕作状態となっております。
委 員	当該土地には、農機具等を補完する場所がないように見えますが、どちらに保管されていますか。
事 務 局 長	当該土地の近隣に、同様に区が借り受けている農地がありまして、そ

	<p>さらに設置している物置の中に入っているものを持ち出して使用しております。</p>
<p>委 員</p>	<p>成増の当該土地を、成増農業体験学校事業用地として次年度以降も利用していけばよいのではないのでしょうか。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>農地面積が狭く、現在実施している事業がすべて実施できないことや、成増地域の区民農園がなくなってしまうことから、次年度以降は、区民農園としてお借りしたいと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に何か、ご意見、ご質問等がございますか。 特に無いようですので、採決に移りたいと思います。 許可書の発行に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p> <p>それでは、事務局は許可書の発行をお願いします。 続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>それでは、資料6, 47ページをご覧ください。 農地法第5条第1項第6号の規定による届出で、令和7年12月11日から令和8年1月10日までに届出があったもの、3件でございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が高島平四丁目24番24の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。 面積は289平方メートル、転用の目的は分譲住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。 概ねの位置は、48ページ上段、専決番号1の案内図において、矢印が指しているところ、都営三田線新高島平駅の南西側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>こちらの土地は、10月の総会の際にご報告をさせていただいた土地になりまして、受理通知書を渡したのちに、筆の分筆を行ったため、再度の手続きが必要になったものでございます。 現況は空き地となっております。説明は以上でございます。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>続きまして、専決番号2、土地の所在が泉町47番6の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。 面積は124平方メートル、転用の目的は分譲住宅です。譲渡人、譲</p>

<p>書記</p>	<p>受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。 概ねの位置は、48ページ下段、専決番号2の案内図において、矢印が指しているところ、志村第一中学校の東側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p> <p>こちらは、周りが他の建物に囲まれており、さらに当該土地に行くための唯一の門扉が閉まっているため、詳細の写真を撮ることができませんでした。周りから確認したところ、個人住宅であることは確認できました。</p> <p>今後、令和8年5月着工・10月完了で、木造2階建ての分譲住宅1棟が建築予定と伺っております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして、専決番号3、土地の所在が成増四丁目591番2及び590番2の2筆で、登記簿上の地目は何れも畑、現況は不耕作地です。</p> <p>面積は、合計で429平方メートル、転用の目的は長屋です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。</p> <p>概ねの位置は、49ページ、専決番号3の案内図において、矢印が指しているところ、成増が丘小学校、赤塚第二中学校の北側です。</p> <p>現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>こちらの土地についても、過去に農地転用の届出がありましたが、その後分筆されたため、再度の提出となります。</p> <p>現況は駐車場となっており、今後、令和8年6月着工、令和9年7月完了で、木造2階建ての長屋が建築予定と伺っております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>5条関係3件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>専決番号2番について、入り口は私有地と思われませんが、その土地は当該土地所有者と同一人でしょうか。</p>
<p>書記</p>	<p>今回受理した土地ではないため、わかりかねますが、家に入るための私道ですので、同一人と思われま。</p> <p>また、今後周りの土地と併せて開発される可能性もあるのではないかと考えられます。</p>
<p>会長</p>	<p>他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p>

事務局 長	<p>続きまして、報告事項（２）「第５２回農業委員会等功労者」並びに「令和７年度農業功労者」表彰事業受賞者決定について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>こちらにつきましては、書記からご説明いたします。</p>
書 記	<p>それでは、５０ページ、資料７をご覧ください。第５２回農業委員会等功労者並びに令和７年度農業功労者表彰事業につきまして、農業委員会で推薦をさせていただきました委員が５３ページ３段目にあります通り「農業功労者感謝状」を受賞されました。また、事務局からも１名、資料５２ページにありますとおり、「農業委員会等職員感謝状」を受賞されました。</p> <p>受賞されました方は、本年２月２４日（火）に開催されます「第６７回東京都農業委員会・農業者大会」において、表彰される予定でございます。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等はございますか。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続きまして、報告事項（３）令和８年度農業委員会関係の日程についてについて、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>こちらにつきましても、書記からご説明いたします。</p>
書 記	<p>別添の令和８年度農業委員会関係日程表というカラー刷りの資料をご覧ください。</p> <p>現時点での来年度の予定表となります。</p> <p>まず、表の見方ですが、黄色に塗りつぶされている日程が農業委員全員出席していただく予定のものです。運営委員の皆様は、運営委員会の日程もご確認ください。</p> <p>なお、定例総会の会場は、今年度と同様に原則、下赤塚地域センターの第２、第３洋室を予定しております。</p> <p>１０月６日としている農業委員の視察は視察先の関係で変更される場合もございますので、ご了承いただければと思います。１０月は、農業委員の視察、区民まつり、農地利用状況調査と盛りだくさんとなっておりますので、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、日程調整のご協力をお願い致します。</p> <p>なお、こちらの日程表は、皆様が出席していただく予定の行事や総会等の日時に変更があった場合や未定の部分につきましては、決まり次第改めてお知らせさせていただきます。説明は以上でございます。</p>

<p>会 長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、その他（１）新春七草がゆの集い実施結果について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちらにつきましては、農政担当係長からご説明いたします。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>それでは54ページ、資料8をご覧ください。 無病息災を祈る新年の催しということで、毎年1月7日に開催しております「新春七草がゆの集い」の実施結果でございます。実施日は令和8年1月7日（水）、区立城北公園野球場で実施いたしました。朝は雪がちらつくほど寒い1日でしたが、1000人の方に、お餅入りオリジナル七草がゆをお召し上がりいただきました。 今回の開催にあたりましては、農業委員の皆様、板橋ふれあい農園会の皆様、板橋区民農園農芸指導員の皆様、並びにJA東京あおばの皆様と多くの方々にお力添えをいただき、無事に終了することができました。誠にありがとうございました。 また今回、能登半島地震・大雨災害支援の募金活動を行った結果、28,011円の募金が集まりましたので、日本赤十字社を通じて被災地へ寄付させていただきます。 当日は多くのマスコミ取材に来ていただき、報道していただきました。 説明は以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、本日の議事は以上となります。 全体を通して、何かございますか。 特にないようですので、これをもちまして第31回定例総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">（終了時間 午後16時39分）</p> <p>次回の日程を下記のとおり決定し散会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会 2月17日（火）午後2時00分 ・定例総会 2月25日（水）午後2時00分